

# 川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 市民と行政の連携により、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、市民意識の醸成を図ることを目的として、川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (活動)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 青少年の健全な育成環境について市民意識の醸成を図るための  
広報啓発活動
- (2) 子どもが犯罪の被害者となる事件を未然に防止するとともに、  
子どもたちが安心して暮らせる地域環境づくりの支援
- (3) 青少年を取り巻く地域環境の実態を把握するための各種調査
- (4) その他目的を達成するために必要な活動

## (組織)

第3条 協議会の構成員は、別表1のとおりとする。

2 協議会は必要に応じて部会を置くことができる。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員)

第5条 協議会には、会長1名、副会長3名、会計1名及び会計監査2名を置く。

2 会長、副会長、会計及び会計監査の選出は、委員の互選とする。

(役員の職務)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計は協議会の会計事務を処理する。

4 会計監査は経理を監査し、その結果を報告する。

(協議会の招集及び議長)

第7条 協議会は必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要があると認めるときは、協議会に構成員以外の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を川崎市こども未来局青少年支援室に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会の承認を得て会長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

(別表1)

## 川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会構成員

構成員 36 団体 委員 48 名

|   |                    |                                                                                                                                                                                           |
|---|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 青少年健全育成関係団体<br>(5) | 川崎市青少年育成連盟 (1)<br>川崎市PTA連絡協議会 (1)<br>川崎市青少年指導員連絡協議会 (1)<br>川崎地区少年補導員連絡協議会 (1)<br>各行政区地域教育会議 (7)                                                                                           |
| 2 | その他関係団体等 (8)       | 川崎市防犯協会連合会 (1)<br>川崎市保護司会協議会 (1)<br>川崎市民生委員児童委員協議会<br>(各区主任児童委員部会) (7)<br>「社会を明るくする運動」川崎市推進委員会 (1)<br>一般社団法人川崎市商店街連合会 (1)<br>日本郵便株式会社 (1)<br>社会福祉法人川崎いのちの電話 (1)<br>公益財団法人かわさき市民活動センター (1) |
| 3 | 関係業界 (6)           | 神奈川県青少年の環境に関係する業界協議会 (1)<br>川崎たばこ商業協同組合 (1)<br>一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会<br>(1)<br>日本塗料商業組合 (1)<br>川崎小売酒販組合 (1)<br>生活協同組合ユーコープ (1)                                                            |
| 4 | 報道機関 (4)           | 株式会社テレビ神奈川 (1)<br>株式会社アール・エフ・ラジオ日本 (1)<br>株式会社神奈川新聞社 (1)<br>かわさき市民放送株式会社 (1)                                                                                                              |
| 5 | 学校教育関係 (5)         | 川崎市立小学校長会 (1)<br>川崎市立中学校長会 (1)<br>川崎市立高等学校長会 (1)<br>川崎市立特別支援学校長会 (1)<br>川崎市教職員組合 (1)                                                                                                      |
| 6 | 警察・行政 (8)          | 神奈川県警察川崎市警察部 (1)<br>神奈川県警察本部 (1)<br>川崎市こども未来局 (1)<br>川崎市市民文化局 (1)<br>川崎市健康福祉局 (1)<br>川崎市建設緑政局 (1)<br>川崎市区役所 (1)<br>川崎市教育委員会事務局 (1)                                                        |